

全国民闘連ニュース

第 46 号

1990年7月1日

年間購読料

3000円

発行 民族差別と闘う連絡協議会 連絡 〒537 大阪市東成区東小橋3-20-11 近畿ビル3F8号 Tel 06-972-1608
〒201 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel 044-288-2997



大阪市、受験票受理を拒否す！

「国際都市 大阪」とはこういうものだ！

去る6月二三日、毎日

新聞(大阪)朝刊の一面
トップで「大阪市国籍条
項全廃へ」という報道が
なされました。

その翌日の願書受付初
日、大阪市立大学生の文
公輝君は、半信半疑で、
およそ一〇〇人の支援者
と共に受験願書を提出に
きました。

しかしながら、大阪市

は、願書を一切受け取ら
ず、その理由についても
「募集要項に書かれてい
るから」という形式的な
回答を繰り返すばかりで
した。

受験日の七月一五日ま
で、三回の交渉と執行停
止を求める裁判を行いま
したが、結局、文君の今
年度受験は認められず、
来年度以降についても、
今のところ受験できる保
障は全くない状態です。
その後も、学生、青年
を中心とした粘り強い闘
いが続けられています。

目次

広がる国籍条項撤廃闘争

花岡事件に学ぶ

各地の取り組み紹介

シリーズ「補償・人権法を斬る！」

なぞのメロン

六月〜七月のおもな動き

一〜三

四〜五

六〜九

一〇〜一一

一二〜一三

一四〜一五

撤廃の動き



大阪市が 国籍条項を全廃?

去る五月二十四日の「補償・人権法」のシンポジウムで大阪市の国籍条項の壁に挑むことを決意表明した文公輝君は、願書受付初日の六月一日に何とか願書を受理してもらえるようにと多くの仲間呼びかけ、それに応えた仲間の間では「文君の大阪市受験を認めさせる会」結成に向けた準備が着々と進められていま

した。こうした動きは新聞・テレビ・雑誌などでも頻繁に取り上げられ、機運は大きく盛り上がっていました。

ところが、いよいよ出願が翌日に迫った六月一日、なんと毎日新聞の朝刊で「大阪市国籍条項全廃へ」という記事が一面のトップで報道され、

手続きさえ間に合えば今年度から受験を認めるとされていたのです。これには文君をはじめみんなが大変驚きました。喜びと、驚きと、肩透かしを食ったような茫然とした心境が入り混じっていました。

公権力の行使に携わらない職種を探す?

至急事実関係を調査しました。大阪役所では

毎日新聞の記事を受けて早速、記者会見が行われました。その内容を要約すると、「行政内部に研究会を設置し、来年度募集要項策定に向けて、公権力の行使に携わらない職種がないかを調査していく。今年度の受験については認めない」というものでした。

在日を無視する
大阪市は許せない!

結局、実際に自分たちで確認しようということとで半信半疑の気持ちのまま、翌六月一日は予定通り願書受理要請行動を実行しました。およそ一〇〇人の支援者が集まりました。

期待と不安を胸に、いよいよ願書提出です。ところが、願書受付窓口には

たどり着く前に、すでに大阪市の姿勢は明らかになりました。入口を多くのガードマンで固め、支援者を入場させません。こぜりあいが続く中、文君は願書を提出しましたが案の定、願書は突き返され、こちらがいくら理由を問うても「募集要項に書いてあるから」と答え



全国に広がる国籍条項

るだけで、全く私達の質問に答えようとしませんでした。

その後の話し合いでも、

「『研究会』は事務的、技術的に自治省見解に触れない形で任用できる職場を探すのが目的である。そこには在日韓国・朝鮮人の実情など反映される余地はない。」と言っています。徹底的に在日を

無視したところで自らの点数稼ぎのために話を進めるつもりのようなです。その後の度重なる交渉や裁判闘争にもかかわらず、結局、願書を受理さず、結末、願書を受験日を迎えました。そして、

解放同盟、解放共闘など受験日以降は、自治労、保障は何もありません。今だ、来年度受験できる

受験日以降は、自治労、保障は何もありません。今だ、来年度受験できる

杉並区が門前払い
韓国籍男性、昨年に続き

杉並区が門前払い
韓国籍男性、昨年に続き

杉並区が門前払い
韓国籍男性、昨年に続き



現業職→一般事務職

転職の自由に国籍の壁

で「公務員採用の国籍条項撤廃を求める大阪連絡会議」を結成し、腰を据えての闘いが始まっています。

全国に広がる
国籍条項撤廃の動き

しかし、九一問題、戦後補償問題が社会問題化するなかで、大阪市の動きも弾みとなって、国籍



条項撤廃の流れはもう止めることができません。

五年前から裁判闘争を続けている神戸市も交渉の席上で担当者が「すでに機は熟している」と語っており、兵庫民開連は、

人権週間までの完全撤廃をめざして働きかけを強めています。また、西東京では武蔵野市に続き府中市も全廃の動きを見せています。埼玉県や長崎

市では全廃ならずとも門戸が広がっています。また杉並区では一般事務職転職の際の国籍条項との闘いが始まっています。

一方、教員採用の国籍の壁は依然厚く、埼玉県では、文部省すらOKとしている講師の道をも閉ざしている状況が明らかになっています。

中国人強制連行の補償問題

鹿島建設 企業責任認め謝罪

花岡事件

日本へ強制連行された中国人が酷使・虐待に耐えかねて一斉蜂起した花岡事件をめぐる、七月五日、中国人生存者・遺族と鹿島建設の話し合いが行われ、鹿島側は席上で当時の強制労働についての企業責任を認め、正式に謝罪した。在日韓国・朝鮮人への戦後補償問題にも深く関わるこの問題について少し掘り下げてみたい。

花岡事件とは

一九四五年六月三〇日、強制連行され、秋田県の花岡鉱山で強制労働させられた中国人が、酷使・虐待に耐えかねて一斉蜂起した事件。使用者側は鹿島組(現鹿島建設)。

花岡には約一〇〇〇人が連行され、事件の前後にわたって四一八人が死亡している。

花岡事件の戦後処理

事件後、中国人側の指揮者等が戦時騒擾殺人罪で起訴されたが、連合軍の進駐により釈放され、逆に、鹿島組の花岡出張所長以下七名と警察二名が戦争犯罪で逮捕された。被告九名のうち三名が絞首刑の判決を受けるなどしたが、結局減刑されて一九五六年までには全員が出所するに至った。

一方、強制連行政策を進めた政府、鹿島組の幹部の責任も全く追求されないままとなった。

戦後補償についても、強制連行された中国人には一切の補償がなく、彼等を使役した企業には戦後補償金が支払われているという事実がある。

行政と企業の戦争責任

中国人強制連行は、一九四二年一月、東条内閣による閣議決定によって推進された。そして、四万人の中国人が国内に連行され、うち七〇〇〇人が帰らぬ人となったのである。また、花岡に中国人が強制連行されてくる直前に内務省・厚生省・警察関係者が花岡に乗り込み、中国人の「取扱方」

について、まさに身の毛もよだつような細かい指示を与えていたという事実も明らかになっている。強制連行のみならず虐待・虐殺に対しても政府の責任は明確である。しかし、日本政府は「一九七二年の日中共同声明で請求権問題は解決済み」という姿勢を今も崩していない。

また、「閣議決定による政府の政策」「戦争末期の狂気の時代」ゆえに一企業が責任を負うべきものではないとするのも誤りである。鹿島組は日本の侵略政策に寄り添って肥え太った企業であり中国侵略のための鉄道建設や炭坑開発を請け負ったばかりか、強制連行政策の実現を政府に働きかけた張本人の一人でもあったのである。

生存者と遺族が ついに立ち上がる

一九八九年二月二三日、花岡事件のリーダーであった耿諄(クエン・ツェン)氏を会長とする「鹿島組強制労働者生存者・遺族懇親準備会」が、鹿島建設に賠償を要求する公開書簡を発表した。

△要求の内容▽

- ①生存者・遺族への謝罪声明
- ②花岡(現大館市)と北京に花岡殉難烈士記念館を造り後世への教育に役立てること
- ③受難者九八六人の遺族・生存者に一人あたり五〇〇万円〇〇〇万円を賠償すること

そして、花岡事件四五周年ということもあって、六月三〇日の中国殉難烈士慰霊祭に生存者、遺族が招かれ、ついに七月五日、東京の鹿島建設本社で初の補償交渉が実現するに至ったのである。

鹿島建設が謝罪

約二時間の補償交渉の後の記者会見で「共同発表」がなされた。

△共同発表の内容▽

- ①花岡事件は閣議決定による強制連行で起きたものであるが、事件そのものは企業にも責任があり、生存者・遺族に深く謝罪する
- ②鹿島建設は、これを双方が話し合いで解決しなければ

ならない問題であることを認める。

- ③補償については、今後、双方で代理人を立て、話し合いを続ける

補償金の問題などが先送りになれ、必ずしも手放して喜べる状況ではないが、強制連行問題で企業側がその責任を公式に認めたのは初めてのことであり、遅きに失した感はあるものの評価に値すると言えるだろう。

取り組みの背景

鹿島建設に公式謝罪させるに至った背景としては、やはり花岡事件のリーダーをはじめ、当事者たちの来日を実現したことは無視できない。朝鮮人の場合と違い、中国は

連合国軍側であったため

強制連行の名簿が残されていた。当事者を捜し当てるのができた一因といえるだろう。また、イメージを大切にする企業にとってはマスコミがかなりのプレッシャーになったことも否めない。オーストラリアで鹿島建設が戦後補償していないがために入札できなかったという話もあるようだ。

さらには、実際に、鹿島建設の一員がBC級戦犯で裁かれているという隠しような事実があったことも一つの有利な事情であった。

朝鮮人への 戦後補償を考える

花岡事件の発掘調査では在日韓国・朝鮮人がかなり頑張ったという話を聞く。しかし当の朝鮮人の補償問題はなかなか進んでいない。

確かに若干の状況の違いはあるが、例えば広島三菱重工がどれほどの強制労働を強いてきたのかは誰もが知っている。補償問題には時間がながい。花岡の教訓を生かせる闘いが今求められているのではないだろうか。



校長の「第二国人」発言を糾す

横浜の民族差別と闘う会 後藤 周

横浜の民族差別と闘う

会はもえぎ野中学校校長の人権教育否定、「第二国人」発言に対して昨年末より三回の市教委交渉をもってきました。人権教育は、民族差別と部落差別の克服を目指して市教委が掲げているもので、

昨年度から市内一六校が実践推進校に指定されています。もえぎ野中学はその推進校の一つです。校長の差別発言は、九月一二日のPTA運営委員会

の席上で、PTA会長が人権教育へPTAとしても協力したいと申し出たことに對してなされたものです。

市教委の人権教育は同

和関係と第三国、在日外国人と内容で二に分けて実践してくれと言われている。

最近、人権がどうのこうのと話題になっているが、ちっとも新しいことじゃない。ちっと中だるみになっていただけの話だ。

市教委はもえぎ野中学をあてにしており、「頼みます、頼みます。第三国人云々を焦点化してやってほしい」と言っていた。

市教委に対しては、「それはちっと無理だよ。人権くまなく広くやっているのは常日頃のことだから、それに



ひとつ意欲を加える形でやる。言われたからってその通りやらないよ。」と帰ってもらった。

在日韓国・朝鮮人教育に取り組むべく指定された推進校の校長が、協力を申し出ている親たちの代表に対して、取り組みはしないと明言したばかりか、在日韓国・朝鮮人像は「第二国人」の言葉とともに今に至るまで克服されないできた。

りか、在日韓国・朝鮮人を指して一貫して「第二国人」と発言しているのです。私たち闘う会は、

一九七八年以来学校現場で続発する民族差別の現実を訴え市教委交渉を続けてきました。人権教育は市教委がその問題にやっとなつて在日韓国・朝鮮人教育を取り上げたものです。校長の発言は、私たちの願いを踏みにじるものです。

闘う会は、校長の出席を求めて三回の糾す会を持ちました。その中で次のことが明かになりました。

①校長自身の根深い「在日韓国・朝鮮人への差別意識」。それは、敗戦直後の青年時代に出会った強烈な朝鮮人体験から来ている。その時身につけた民族的偏見、歪んだ在日韓

国・朝鮮人像は「第二国人」の言葉とともに今に至るまで克服されないできた。

②在日韓国・朝鮮人教育への無理解。そして市教委の人権教育に対して反発、不満を抱いていた。

③在籍する在日韓国・朝鮮人生徒の存在を問題が起ころねばよいと思うばかりでやっかいなものと感じていた。

④在日韓国・朝鮮人生徒の転校問題に際して、学区外就学許可を決定した後、区役所への連絡を怠り、また、区役所の問い合わせに對しても許可していることを明確に伝えず、手続きを渋っていた。(在日の子の就学を排除しようとする民族差別の実行である)

現在、校長は事実経過についてはほぼ認めてい

ますが、「結果的に迷惑を掛けて」と謝罪するばかりで問題の本質に未だ気付けないでいます。今後も取り組みを継続する必要があります。

また、糾す会と別個に市教委交渉を四回もちその責任を追及してきました。当初、問題の重大性が見抜けず動こうとしなかった市教委でしたが、糾す会の進展とともに対応を迫られ、校長指導ともえぎ野中学人権教育の推進、今回の問題を教職員へ正しく伝えることを約束しました。今年度にはいり、市教委は差別発言の校長を更迭し、市教委の研修下においています。さらに在日韓国・朝鮮人教育の基本方針を策定する委員会を発足させ今年度末までに実現させることを約束しました。

今後とも、差別発言の問題を明らかにしながら市教委の責任を追及し、推進に向けて交渉を続けていきます。

川崎市交渉の局面打開を最大目標に

神奈川民開連総会に150名参加

神奈川民開連 南 重行

神奈川民開連の第三回総会が、六月八日午後六時から川崎駅西口の産業振興会館で開催され、約



一五〇名が参加した。また、総会に先立ちビデオ「忘れられた皇軍」の上映があり、在日韓国・朝鮮人に対する戦後補償の必要性を全体で再確認した。

◆ ◆ ◆

総会では、三浦泰一代表の主催者挨拶、解放同盟神奈川県連と外登法県連絡会からの連帯の挨拶に続き、一九八九年度の活動報告、会計報告、そして、一九九〇年度の活動予定が金宣吉事務局長から提案された。

一九八九年度の取り組みとして、日本直販の割賦販売拒否や川崎信用農協の就職差別では、公的謝罪を勝ち取るなどの成果を得ることができたが川崎市の職員採用における国籍条項撤廃を求める交渉はこう着状態が続いている。しかし今年の四月、国籍条項のない現業職に二人目の在日韓国・朝鮮人の青年が本名で入ったことは喜ばねばならないだろう。

一九九〇年度は川崎市

交渉の局面打開を最大目標に、指紋転写拒否や入居差別の問題、さらに「補償・人権法」制定に向けての運動を展開することが提案された。活動報告、会計報告、活動予定とも、大きな拍手でもって確認されていた。また最後に本年度の役員紹介があり、二年間にわたって在日韓国・朝鮮人側の代表を務めてきた李相鎬さんに代わって、裴重鎬さんが新しく代表に就くことになった。

◆ ◆ ◆

総会終了後、裴重度代表司会のもと、「九一年問題」をめぐる記念パネルディスカッションが行われ、指紋、就労、本名、帰化などについて、会場も交えた活発な議論がなされた。

神奈川での外登法の闘い

ナシギル

神奈川民闘連事務局長 金宣吉



ような報道のされかたをしています。

現実はどうかというところ、依然外国人から指紋をとるという日本の姿勢は残されたままなのです。東京・大阪をはじめ各地でこの悪法といわれる外登法に対する闘いが進められている今、神奈川でも取り組みが進められているので報告したいと思います。

五月二四日に、盧泰愚が来日して在日の法的地位協定の大枠が決まっているように伝えられています。特に、外国人登録法の指紋捺捺制度をめぐる問題は廃止が決まった

定書が発行され、現在では三ヶ月の交付予定期間書が出ています。

そもそも指紋捺捺の不統制を裁判を通じて訴えてきた金在姫さんに対し恩赦という形で決着をつけたこと自体許されるものではないはずです。

それにもかかわらず、かつての指紋を勝手に転写するなど許されるはずもなく、転写拒否に対して二週間ごとに呼び出すという横須賀市の当初の対応は、市民を守る自治体の姿ではありません。しかしその後、神奈川民闘連のメンバーを中心に交渉がもたれ三ヶ月の指定書が出ました。

また、相模原でもマキシム神父が指紋転写を拒否しています。

川崎においても現在、神奈川民闘連がつかんで

いるだけで指紋転写拒否者が八名、一度も指紋を押していない拒否者が五名います。この状況を踏まえ指紋転写の問題を中心に七月二〇日に話し合いを持ち、おおむね以下の事柄が交渉の中で確認されました。

□登録窓口で「川崎市は本人の同意無しに指紋の転写を行わない」とを説明する。また、初めて登録手続きにきた外国人に対し、「川崎市には指紋拒否者がいること。拒否者を川崎市は告発しないこと」を説明する。

□指紋転写拒否者に対し継続的に三ヶ月間の「外国人登録証明書交付予定期間指定書」を発行する。

□指紋転写拒否者の希望により、「外国人登録

証明書交付予定期間指定書」は川崎市が保管する。

□指紋転写拒否者の県への報告は人数以外行わない。

□指紋拒否者の取扱については、今後も神奈川民闘連と話し合いを継続する。

□エドワード神父が出した市長宛の手紙については八月末日までに返答する。

このように神奈川では多くの人が外登法の改正に向け運動し、少しずつではあるけれども成果を上げています。今後も一六才の子どもたちの指紋問題などに取り組み、全国の仲間とともに頑張っていきたいと思えます。

八尾国際交流センター問題について

安中同胞親睦会青年部 陳伊佐
チン イサウ

在日外国人を無視
している八尾市

現在、八尾市は国際交流センター(仮称)を財団法人として設立しようとしています。八尾市と民間からその基金二億円を拠出し、あとは府からの財団法人としての許可を待たばかりとなっています。が、その動きに待ったを掛けているのが安中同胞親睦会です。というの、国際交流センターの事業そのものが英会話教室、留学生支援、海外交流等となっています。

その内容を見ても、在日外国人の問題が抜け落ちているのは明らかです。しかも、八尾市は在日韓国・朝鮮人の問題を再三の要望や交渉にもかかわらず、放置し続け、今だ八尾市にはその問題を取り扱う窓口さえないのが現状です。しかも、センターの事業の一部になるとされている海外交流の問題で言えば、八尾市はベルビュー市との交換留学生問題で真の解決をしていない状況です。(国籍条項は撤廃したものの、発端となった八尾市内に住む在日韓国人の女子高校生は結局、自費

留学し八尾市は遡及措置という意味でも、公式の扱いにするという意味においても徹底的に無視しました。)

足元の国際化Ⅱ

真の国際化

国際化と言えば、外国との交流や留学をたやすくイメージしてしまいがちですが、真の国際化がそれだけで達成できるとは思われません。同じ「生活する」というレベルにおいて異なる言語や習慣などといった文化を認めることこそが、真の国際化につながるのではない



いでしょうか。足元の国際化を進めてこそ、あるべき国際化になるというのは今や大阪府も国も認めた周知の事実です。

真の国際交流センターの設立を!

在日韓国・朝鮮人約七千人、インドシナ難民約一二〇人、帰国した中国残留孤児やその家族等約三〇〇人という人々が住

む八尾市において国際交流センターができることは必要なことだと思えます。ただ以上のような観点から見た場合、今のようないなセンターを今のようないな八尾市の姿勢で設立することは許してはいけないうことだと考えます。大阪府も親睦会との一定の合意が得られるまでは財団法人の認可を出さないという姿勢を見せています。この問題を幅広く訴えていくために、現在は「足元の国際化をすすめる」団体署名を労働組合などを中心に集めようとしています。この問題を知らせていくことで行政としての八尾市の在日韓国・朝鮮人問題の姿勢を浮き彫りにし、変えていく一歩にしたいと思っています。

シリーズ「“補償・人権法”を斬る！」part 3

戸籍制度を切断する地平を

外国人登録法と闘う自治体労働者連絡会

水野 精之

注目されていた日韓協

議は、指紋制度の適用除外と家族登録制度の新設なる奇妙な結果を導いて来つつある。日本人には戸籍があるが、外国人は戸籍がなく身分が不明確というのが指紋強制の理屈の一つであった。この理屈から言えば法務省の姿勢は確かに一貫性を持っていると言えよう。思い返せば一九八四年に一部法務省官僚は指紋制度に代わるものとして「代用戸籍」を検討していた。今回の案はその焼き直しかもしれない。八四年との制度的違いは不明であるが、住民管理という考え方は一貫していると思われる。

現在の日本籍住民は戸籍法と同時に「住民基本台帳法」の適用を受けている。民関連の案では、

9条1項として「外国人

登録法は適用されず住民基本台帳法が適用される」というあの住民基本台帳法は第三九条で外国籍の住民を排除している。と同時に本籍欄・続柄・戸籍付票等に示されるように、その大半を戸籍制度の規制の下におかれている。更には住民基本台帳法は八五年の改定により「住民票を磁気テープ（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む）をもって調整することができる」（六条三項）とされ日本籍住民の記録のコンピュータ化が法的に保障されることとなった。（自治省は将来的にはこの住民記録の全国ネット化の構想まで検討している）

敗戦にいたるまで朝鮮

半島出身者には朝鮮戸籍

が存在していた。かつ本籍地から離れて居住する者には（日本戸籍者にも）寄留簿への登録が義務とされていた。寄留簿は敗戦により「住民票」へと形を変えながら現在に至っている。かつての、朝鮮戸籍＋寄留簿が家族登録（代用戸籍）＋外国人登録として、協和会手帳——指紋がコンピュータ——として転生しようとしているように思えてならない。前号で鄭暎恵さんが「戸籍制度を解体すること」を在日の日本国籍回復の条件として指摘されていたが、現在の法務省が在日へも戸籍管理の網をかぶせようと策動しているとするれば「住民基本台帳法」の無批判的な適用は「飛んで火にいる」にもなりかねないの

ではないのか。

「外国人登録法」を「住民基本台帳法」と比較したとき個人単位の編成をとっていることも注意したい。住民票も戸籍も家族単位で編成されているのに対し、外国人登録が個人単位で編成されたことはGHQによる「家」制度の解体——民主化の一つの結果であった。GHQは戸籍も個人単位とすべきとしたが、日本側は「紙が不足している間は家族編成で」と言い逃れた。住民票については「個人を単位とする住民票を世帯単位で編成」（六条一項）と「住民基本台帳法」規定されているが実際には「適当であると認めるときは：世帯を単位とすることができる」（六条二項）と世帯票にされているのが大

半である。健康保険・福祉関係の諸手当・教育等多くの行政を「家族」単位でおこなっている行政にとつては、外国人管理が個人を基礎に編成されている限り「鬼っこ」として扱わざるを得なかったと言えよう。住民を「住民基本台帳」により管理している自治体にとつては「家」からはみだした在日本を、外国人登録があるにもかかわらず、業務用に特別な外国人台帳を作って管理していた。こうした「法外住民票」とか「外国人住民台帳」とかは、指紋裁判でその存在が明るみとなったものであるが、人権への配慮からではなかったことは明らかである。

日本籍住民の管理のされ方に疑似的に接近する在日の家族登録制度なるものは「管理のみ平等」という日本政府の得意技ではないだろうか。ブライバシー問題で悪名高い「国勢調査」が今年実施される。「ありのまま残らずつげよ国のため」という一九三五年の発想を「国勢調査ひとり残らずありのまま」(一九八五年のスローガン)として温存してきた日本は、八八年に「国籍要件」をはずし在日外国人にも適用されていく可能性は高いものと思われる。

しかし、このような中にこそ新たな関係の展望もあるのだろう。住民基本台帳を戸籍制度から解き放つ作業は、外国人登録制度に家族登録制度・代用戸籍を付加しようとする動きと相いれないものとしてあるだろうし、指紋・常時携帯等の抑圧事項を撤廃する流れと——その流れが「住民基本台帳法の適用」であるのであれば、世帯とかの家単位への逆行を許さないものとして同時に実現されていく運動として成立するのではないだろうか。



第4回夏期セミナー

第4回夏期セミナー 報告口

在日韓国・朝鮮人問題学習センター 李福美

去る七月一二、一三日

宝塚グランドホテルで民族差別解消に向けた啓発リーダー育成を目的として、第四回目の夏期セミナーを開催しました。企業関係者一五〇名、行政一三〇名をはじめとして全体で五四〇名の参加がありました。

一日目の李仁夏先生の迫力ある全体講演、そして二日目のBC級戦犯問題を中心にした内海愛子先生の記念講演に、参加者は水を打ったように静かに熱心に聞き入っていました。一〇に分かれた

来年は第五回目です。事務局一同(朴君愛氏のお腹の子どもも含めて)、民族問題の啓発活動の充実、学習センターの法人化を目指してがんばります。

課題別講演では、一九九一年問題の影響もあって

謎の夕張メロン?

ーヤンテホさんの結婚ー

♡近頃元氣な

ヤンテホさん♡

一九九〇年五月も終わりの頃。

A「最近のヤンさん、やたら元氣と思えへん?」

B「そうそう。何か前向きに生きてるちゅう感じやね。」

C「きつと、いいことあってんで。」

A「もしかして、いい人できたんちがう?」

B C「まさかー」

大阪民闘連の事務局では、何度となくこんな会話が交わされました。「あの人かな」「まさか」の繰り返しで、結論が出ないまま、一日が過ぎていきました。

♡仲原さんの陰謀♡

六月二一日、全国代表

者会議の初日。会議もそこそこに、皆で飲みにい

きました。ちょうど近くに仲原良二先生が座って

いる。ヤンさんの事なら何でも知っているはず。これはチャンスとばかり

にAさんとDさんはヤンさんの身辺事情をネホリ

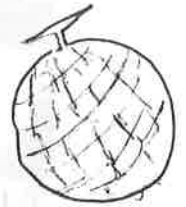
ハホリ聞き出しました。A「ヤンさん最近元氣で

しょう。何かいいことあったんちがいます?」

仲「アッハッハ。知らん」

A「仲原さんのいやらしい笑い方。絶対知ってるワ。」

仲「実はな。結婚するらしいで。」



D「だれと?」

A「〇〇さんちがう?」

仲「知らん。デヘヘ…」

D「〇〇さんちがう?」

仲「知らん。デヘヘ…」

A「仲原さん、ずるいわ」

仲「実はな、若いんや」

A D「エー。私ら知ってる人ですか?」

仲「知ってる、知ってる

それも民闘連の人間や」

A D「エー。どこに住

んでる?」

仲「八尾や。」

A D「エー」

実は仲原さんも知らな

かったのです。

♡夕張メロンが

やってきた♡

ある日の午後。ヤンテ

ホさんがやってきました。

夕張メロンのゼリー菓子を持って。Bさんは心の中でした。「またヤンさん気を遣って。鶴橋の駅前で買ってきたのかしら…」ところがど

こい、Bさんは袋を見てびっくりしました。紛れもなくそれは北海道の駅のキオスクで買ってきたものだったのです。

ヤン「いやいや、北海道へ行くことがあってね」

ヤンさんが帰って、事務所では議論が白熱。

「北海道へ行くなんて。きつと彼女と遊びに行っ

たんやで」「まさかー」

♡なぞのファックス♡

七月八日夜十時。大阪民闘連幹事会が終わった。

E「さあ、飲みに行こ。」

C「ちょっと、何かへんな文章送ってきてるで」

今日、私の身の上に、ある異変が起こったことを報告します。m…:

ヤンテホ

E「何やろ、何やろ」

F「きつと結婚や」

G「エーだれだれ」

H「そういえば、〇〇さん今日早く帰ってへんかった?」

一同「ギョエーまさか」

その日は、とうとう本人に確認できないままでした。(〇〇さんは、全く無関係でした。)

♡ヤンさんの結婚♡

明くる日。大阪民闘連事務局は、早速ファックスの怪文書事件の真相究

明にかかりました。まず民闘連のことなら何でも

知っている褒重度さんに電話をすると。

褒「オレもよくわかんね

えんだけれどもヨ。明日結婚するらしいよ。とにかく今日の夜大阪に来るように言われてんだヨ」一同「やっばり。」

♡お 幸 せ に♡

ヤンさんは七月八日、北海道出身の呉芳美さんと結婚されました。すっかりして、素敵な人だそうです。これで、めでたくメロンのなぞも解けました。はずかしがりやのヤンさん。愛すべきヤンさん。呉さんを大切に。そしてお幸せに。



1989. 12. 10. 朝日新聞

中学でまた差別発言

校長 在日韓国・朝鮮人問題で

横浜市の市立中学校で、教師の女子生徒が在籍していること、抱えている。差別発言があったのは九月もあり、同市教委から「人権教育実践推進校」に指定されている。同市の人権教育の二本柱である、同和教育と在日韓国・朝鮮人についての教育に関し、逆長がPTAに説明する際、「第三国人関係の実践推進校になつて」などと話したうえ、在

抱えている。差別発言があったのは九月

で、同中学校のPTA運営委員

会の席上。同中が人権教育実践

推進校に指定されたことを、校

長がPTAに説明する際、「第

三国人関係の実践推進校になつ

て」などと話したうえ、在



日韓国人の問題を中心とした人権教育に対し、消極的を受け取る発言をした、という。「第三国人」という言葉は、戦時中、日本の統治下にあった国々の人たちのうち、日本国内に住んでいた人々、主には在日韓国・朝鮮人や台湾人を指す表現として使われた。独立民族である各国国民の地位をあいまいにする差別用語とされている。校長はこの発言の後、PTAの指摘で「妥当性を欠いた用語があった」と述べたが、説明や訂正はしなかった、という。桐原重孝・同市教委人権教育担当部長は「現在、校長から発言の意図を確認中だが、父母のみなさんに差別や偏見を植えつけ、在籍している在日韓国人の生徒と父母を傷つける結果にもなった。学校長がこうした発言をしたことを大変深刻に受けとめている」と話している。

< 6月・7月のおもな動き >



- 14 「神奈川人権センター」結成集会。
- 15 太平洋遺族会、「徴用告発全国」行脚 釜山-ソウル間(〜7.14)
- 15 埼玉県、今年度募集分から新たに40職種の国籍条項を撤廃。但し、一般事務職は未開放。
- 17 指紋押なつ拒否・協定永住取り消しの曹善愛さんに、再入国許可。
- 18 大阪市国籍条項差別問題で「認めさせる会」が市側と交渉。
- 19 文君、大阪市を相手取り、大阪地裁に受験拒否処分の効力停止を申し立て。
- 20 「'90年度 第1期料理講座」(川崎ふれあい館)
- 20 神戸地裁、伊丹市北中学校の民族学級「講師解雇は適法の判決」。「学級設置は法的根拠がない」との判断。

- 6/21 日本社会党ウトロ問題国会議員調査団、がウトロ地区を現地調査。
- 19 大阪高裁、指紋押なつ裁判で、ロナルド・ススム・フジヨシ氏の控訴を棄却。
- 15 海部首相、衆院外務委員会で、北朝鮮に対して謝罪する用意があることを表明。
- 11 在日韓国朝鮮人問題学習センター第2回総会・講演会
- 11 在韓被爆者、日本大使館へ補償嘆願直後に大使館前で自殺未遂。
- 12 今年夏の大量切り替えを前に、在日朝鮮人20人が切り替えを拒否(高槻)
- 13 「文君の公務員受験を認めさせる市大生の会」決起集会。
- 14 「自治体職員の国籍条項を撤廃しよう」6.14板橋地域集会。
- 14 文君、大阪市の一般事務職員採用試験で、願書を提出。市側受け取りを拒否。



- 7 「在日外国人が教壇に立ったらなぜいけないのですか」集会開催。(埼玉県教委が在日3世の講師採用を拒否したことから)
- 7 「アジア・太平洋地域の戦争犠牲者に思いを馳せ心に刻む地域集会」が福岡から開催。(8.15の大阪集会まで)
- 9 文君、大阪高裁に即時抗告。
- 12 文君の抗告を高裁が棄却。
- 12 在日韓国・朝鮮人問題学習センター「第4回夏期セミナー」開催(～13まで、兵庫宝塚)
- 13 「埼玉県教員採用の国籍制限撤廃を求める会」発足。
- 15 文君を支える会、大阪市の採用試験で、抗議のビラまき。
- 18 豊中市、外登証切り替え拒否に対して、不告発を表明。
- 18 在日朝鮮人人権セミナー「狙われたチマチョゴリー日本政府の在日朝鮮人政策ー」(大阪)
- 20 入居差別裁判第8回口頭弁論(大阪地裁)
- 23 在日2世、地方公務員転職試験(現業職→一般事務職)出願。即門前払い。(東京杉並区)
- 24 在日韓国・朝鮮人3世問題で韓日課長級非公式会議開催。
- 27 第2回在日韓国・朝鮮人問題啓発講座(大阪、在日韓国・朝鮮人問題学習センター)
- 27 「今歴史の真実を静かに語るー強制連行した人された人」(大阪・青丘文化ホール)

- 20 「あらかわノリマダン'90」(コブクソン子供会)
- 23 省嘉昌華牧師、国連人権委員会へ在日韓国・朝鮮人の差別撤廃を訴える報告書を提出。
- 24 「オープン2周年ふれあい館まつり」(川崎ふれあい館)
- 26 魏良福さん、東京目黒区役所で、指紋転写を拒否。
- 27 金文善さん、東京荒川区役所で、指紋転写を拒否。
- 29 高体連主催の大会に出場が取り消された大阪朝鮮高級学校バレーボール部が、高体連理事長に要望書を提出
- 30 川崎信用金庫の民族差別糾弾闘争の「総括集会」

大阪朝鮮高級学校バレー部

予選3勝、直後に出場ダメ

主催の高体連「加盟受理はミス」



- 7/2 大阪市「国籍要件にかかる調査研究会」を発足。
- 5 文君の執行停止申し立てを、大阪地裁が却下。
- 5 厚生省、地下倉庫で「朝鮮人軍人軍属名簿」を発見。

全国民闘連ニュース購読のお願い

「全国民闘連ニュース」は第42号から月刊になりました。これを継続、発展させるためには、熱意もさることながら、財政問題も重要な要素としてあり、多くの方々のご協力を得て成り立っています。

全国各地の民族差別と闘う様々な取り組みの紹介、出来事や人物の紹介、また、社会の動きを見据えたり、いろんな角度からの意見交換を進めたりするために、機関誌は欠かせないものであると思います。また、私たちの取り組みを紹介し、仲間の輪を広げていくための橋渡しの役割も果たしています。

取り組みの輪を広げていくために、また、それを継承・発展させていくために、是非ともご購読よろしく願いいたします。



<購読料> 年間3000円

*送金方法 郵便振込「大阪9-76163

民族差別と闘う連絡協議会」

<お問い合わせ>

大阪民闘連 ☎06-972-1608

神奈川民闘連 ☎044-288-2997

なお、別途、大阪民闘連、神奈川民闘連は、運動維持のため会員制度を設けています。各会員には、全国民闘連ニュース(購読料不要)の他に、それぞれの地域の取り組みのご案内をお送りします。是非、地域運動を支えるためにご入会下さい。詳しくは、上記<お問い合わせ>先まで。